回覧　　令和８年（２０２６年）９月１日発行

広報 ９月号 大凧

東近江警察署
八日市駅前交番
代表
0748-24-0110

令和８年９月１日から10日までの10日間「列車等における痴漢等被害防止期間」が実施されます。

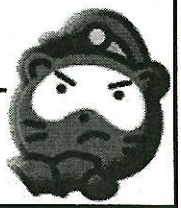

夏休みが終わり通勤通学時間帯を中心に駅や列車内が混雑するようになると、痴漢や盗撮などの被害が多くなります。混雑している列車内、駅の上りエスカレーターなど、被害に遭いやすい場所では、

①周囲を警戒する（特に後方）
②「周りの人に画面や音声で痴漢被害を知らせる防犯アプリ（ぽけっとポリスしが）」をスマートフォンにダウンロードする
などの対策をしましょう。

◆秋の全国交通安全運動の実施（９月２１日～９月３０日）

1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
・信号無視による横断、斜め横断、車両等の直前直後の横断、横断禁止場所での横断は大変危険です。歩行者も交通ルールを守りましょう。

2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
・飲酒運転は犯罪であることを認識して、少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
・自転車や特定小型原動機付自転車は「車の仲間」であることを認識して、交通ルールを必ず守りましょう。

4 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）
・「横断歩道は歩行者優先」です。横断歩道を渡っている歩行者を妨害する行為は交通違反であることを再認識しましょう。

詐欺対策 NTTタウンページ
詐欺対策 NTTタウンページ

警察庁・ＳＯＳ４７
特殊詐欺対策ページ
▲
ダウンロードはこちら

Lite
詐欺バスター Lite
TREND

八日市駅前交番管内 事件・事故発生件数

窃盗件数
自転車盗　０件
侵入盗　１件
交通事故
人身事故　４件

令和８年８月分

生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h

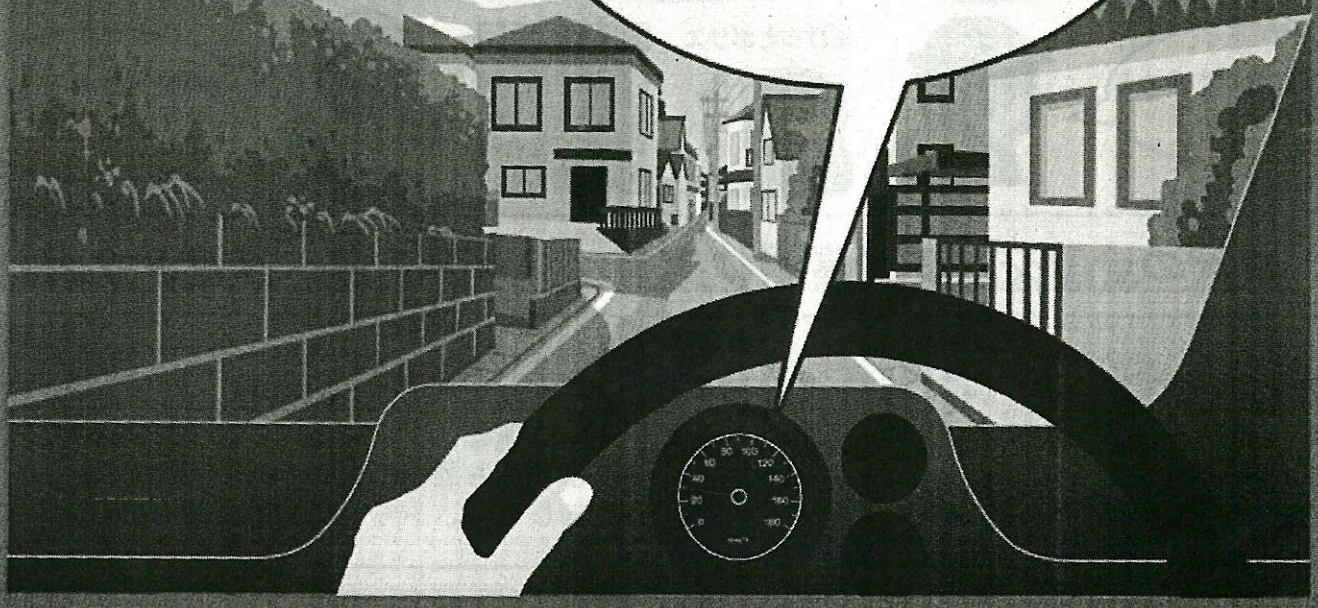

▼以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▼

1. 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

2. 道路の構造上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

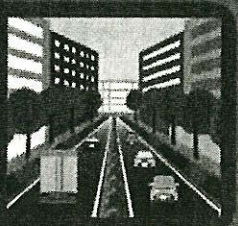

3. 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4. 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察